

社会福祉法人郡山市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項の規定により置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条の規定により置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法(以下「法」という。)第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第89条に規定する報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 事業団は、役員(法第44条第4項第3号に規定する施設の管理者を除く。)及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額をもって支給するものとし、事業団職員の給与支給方法の例による。
- 3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、会議への出席など職務執行1日あたりの定額をその都度支給するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から報酬の支給について辞退の申出があった場合は、これを支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表第1に掲げる額の範囲内で評議員会が定めるものとする。

- 2 常勤役員が月の途中で就任、退任又は解任された場合は、その月の現日数を基礎として日割りによりその月分の報酬を支給する。ただし、死亡した常勤役員に対する当月分の報酬についてはその全額を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、常勤役員から申出のある場合は、口座振替の方法によることができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 事業団は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 前項に規定する費用で前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(旅行にかかる費用)

第7条 事業団は、役員及び評議員が理事長等の命により旅行した場合は、事業団旅費規程第2条に基づく職員の旅費支給の例によりその費用を支給する。ただし、非常勤役員(法第44条第4項第3号に規定する施設の管理者を除く。)又は評議員が郡山市内を旅行した場合は、別表第3に定める額を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員又は評議員本人から費用の支給について辞退の申出があった場合は、これを支給しない。

(通勤にかかる費用)

第8条 常勤役員には、通勤にかかる費用として、事業団職員の通勤手当の例により得た額を支給するものとする。

(公表)

第9条 事業団は、この規程をもって、法第45条の35第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

区 分	年間総額の範囲(1人あたり)	報 酬 額(月額)
常勤役員報酬	4,800,000円	400,000円以内

別表第2（第4条第3項関係）

区 分	年間総額の範囲 (1人あたり)	報 酬 額 (職務執行1日あたり)
非常勤役員報酬	50,000円	5,000円
評議員報酬	50,000円	5,000円

別表第3（第7条第1項関係）

区 分	旅 費 額 (1回につき)
用務地から半径5km以内の居所を基点とする旅行	600円
用務地から半径5kmを超え15km以内の居所を基点とする旅行	1,500円
用務地から半径15kmを超える居所を基点とする旅行	3,000円